

第25期第22回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和7年5月7日(水曜日) 13:27～15:25

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第18番	石川千壽子
第8番	星加誠		
第9番	藤田隆		
第10番	田村伊佐雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第10番	千葉英明
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員

第2番	安藤育雄	第17番	渡邊勝俊
第19番	山口三七夫		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	竹林啓
事務局次長	中島康治	主 任	井上貴清

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

13時27分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員15人、推進委員14人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく願いいたします。

【藤田会長】

皆さん、こんにちは。連休はよいお天気に恵まれ、色々と農作業をしたり、くつろいだりして過ごされたのではないかと思います。立夏というこの時期、徐々に夏の気配も感じられます。お米の値段が非常に高くなりつつある中、皆さん農作業にも力が入るのではないのでしょうか。くれぐれも体調管理に留意して頑張ってくださいと思います。

先月から始まりました農地の利用権の設定の取扱いについては、一般的に促進計画といわれているのですが、農地中間管理機構が関与するようになり、今まで貸借期間が1年間や3年間が多数であったにも関わらず、5年間以上でなければ認められないとされました。そういったことに対しては、これからも対応を求めていきたい考えです。

それから、下限面積要件が撤廃されてから、新規就農される方、経営規模を拡大される方などにつき、農地法第3条による許可はここで決定しますので、皆さんでしっかりと審議をしていただきたいと思います。

それでは、ただいまから第22回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から第6号まで、農政関係は「令和7年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において塩見敏夫委員と村上壽一委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号までは決議事項、第4号から第6号までは意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、申請件数は2件でございますが、譲受人が同一ですので、一括して説明させていただきます。

2ページをお開きください。

使用貸借権については5番及び6番の2件で、中村二丁目及び高田二丁目、田3筆及び畑2筆の合計面積3,859㎡、譲受人は1-1さん。譲受人は、現在、中村三丁目2反4畝ほど、市外で1反2畝ほどの農地を耕作しているNPO法人で、今回、耕作放棄地解消を目的に、申請地を借り受ける計画で申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのこと。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、5番は伊藤繁次郎委員から、6番は近藤孝志委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、伊藤繁次郎委員をお願いします。

【伊藤委員】

申請地は、本来であれば本年2月に申請予定であった場所でございます。境界が不明確であったことにより、2か月遅れて本申請に至りました。譲受人は、耕作放棄地を撲滅するという趣旨で活動しているNPO法人でありまして、耕作意欲は十分。無農薬栽培で取り組むというようなことで、周囲への影響もないと思われますので、御審議よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて近藤孝志委員をお願いします。

【近藤（孝）委員】

4月22日、高田二丁目の現地を確認させていただきました。235番は数年前から、277番2及び278番1は10年以上前から作物等の作付けはなく、年に1、2回草取りを行い、どうにか農地として維持している状態でございます。今後、耕耘すれば作物を植え付けることはできるにせよ、ここ何年かはなかなか農地として活用するのは難しいと思います。地域との調和要件等は、特に問題ありません。耕作放棄地解消の意味では、作物を栽培していただける方がいることはよいことだと思います。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、5番及び6番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

【高橋委員】

議案書2ページの備考欄に、解除要件付貸借権設定と記載されていますが、どういうことか教えていただけますか。

【井上主任】

譲受人は、農地所有適格法人ではありませんので、農地の所有ができない法人となります。一方、別紙1の第2号（農地所有適格法人要件）の判断の理由に記載のとおり、当該法人ではないが、農地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていることなど第3項の要件を全て満たしているとき、使用貸借や賃貸借ができるようになります。条件付き許可という取扱いで、毎事業年度終了後、報告の義務が課されることとなります。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の賃借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定で、申請件数は4件でございますが、譲受人が同一ですので、一括して説明させていただきます。

4ページをお開きください。

賃貸借権については5番から5ページ8番までの4件で、中村二丁目、三丁目及び垣生一丁目、田3筆及び畑3筆の合計面積5,344㎡、譲受人は2-1さん。

譲受人は、現在1町8反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を借り受ける計画で申請が提出されたもので、作付けはサツマイモを予定しているとのこと。

なお、4月15日に譲受人から状況を聴取するに、今年度より2-2さんから委託され、シロイモを作ることになり、系列の2-3さんの協力を得て、貯蔵庫を使用させてもらえるようになったほか、作業人員の応援も見込めるとのこと。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、5番及び6番は伊藤繁次郎委員から、7番及び8番は加藤宏司委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、伊藤繁次郎委員をお願いします。

【伊藤委員】

4月22日に譲受人と現場でお会いし、お話をさせていただきました。譲渡人が保全管理をしており、作付けするには全く問題ありません。事務局から説明がありましたように、2-2さんから委託を受けてシロイモを作り、2-3さんの人員をお借りすることができということで、栽培については支障がないと思われます。環境要件につきましては、譲渡人に御相談いただくなどして、どのような管理をしたらよいかということを含め、確認されるよう依頼をしております。意欲は満々といいますか、市内色々なところを見ながら栽培していきたいと伺っております。御審議よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて加藤宏司委員をお願いします。

【加藤委員】

7番及び8番の申請地は隣接し、ここ数年間は耕作されず、草が1 m以上も伸びた状態でした。4月21日に現地確認を行い、譲受人とはお会いできなかったのですが、草は刈り取って数か所に固めて置いているというような状況です。今後作物をつくるに当たり、トラクターを入れて耕作してからでないといけないというような条件です。地域との調和要件につきましては、土畔が明確になっており、問題はないと思います。先月も申請がありましたとおり、急速に広げて耕作ができるのかという疑問は残りますし、契約期間も1年間で、その後のことはどうなるのだろうというところではありますが、審議の方をよろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、5番から8番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

【村上委員】

譲受人は、以前から多くの農地を借り受けており、ほとんどの契約期間は1年間です。それで終了するとなると、後仕舞いのことが心配です。事務局で何か考えていますか。

【井上主任】

まず1年間、できるか否か取り組んでみて、継続可能である場合は更新したいとの御意向を伺っております。継続するときは、改めて農地法第3条による許可申請が提出され、田でシロイモが難しいということであれば、その1年間で終了となる見込みです。

使用貸借の場合、原状回復の義務が生じますので、社会通念上きちんと戻されるべきと考えますが、賃貸借の場合、契約書にそこまで詳細な条項が規定されていないことが多いものですから、双方で話し合っていただく必要が生じるという実情がございます。

【村上委員】

農業委員会ですら許可を出すのが、後のことは本人同士でということですか。

【井上主任】

どちらかと申しますと、農地法は耕作者保護の観点が強く、賃貸借となるとどうしても耕作権の方が強くなってしまい、永年性作物がある場合には買取り補償が発生することもあります。契約書上はそこまで規定しないというところがあり、原状回復してから戻すことは当然なのですが、その際に費用が発生するなど民民の話がどうしても出て

きてしまいますので、私どもからこうしなさいとまでは強く言えないのが実情でございます。

【近藤（孝）委員】

急速に経営規模を拡大するということは、国や県から助成金を受給するなどの目的があつてのことなののでしょうか。

【井上主任】

確認している限り、3年間の新規就農助成金のみですし、シロイモに対する特別な助成も心当たりございません。

【真鍋委員】

運作距離について、中村までが約2.3km、垣生までが約7.4kmであると。農機具の運搬は、リース会社が行ってくれるような内容の契約なのか、それとも実際にはどこかに拠点を置いて、そこからトラクターなどを運搬する場合、約2.3kmなら適切な距離であるといえますが、約7.4kmなら現実的ではないように思えます。何かお話を伺っていますか。

【竹林事務局次長】

譲受人のお話では、高津町に古民家を借りて、農機具を保管されているとのこと。同じ川東地区で、垣生までの距離も比較的近く、問題となるようなことはないものと考えます。

【藤田会長】

皆さん御意見を述べられましたが、反対意見はありませんし、かといって全会一致という様子でもないようです。

【井上主任】

議案第1号の1-1さんの例では、第3項適用要件として、契約書に農地として適正に利用されていない場合は、強制解除となる旨の規定をしております。これは特に法人に限りませんので、今回は契約締結後で難しいと思いますが、次回申請分から経営規模を拡大するときは同様にさせていただき、条件を付して許可することも可能と考えられます。いかがでしょう。

【近藤（孝）委員】

御提案のあったとおり、次回から契約書に文言を追加してもらえればよろしいのでは

ないでしょうか。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。ただし、今後において譲受人から貸借権設定の申請が提出される場合、法人ではないけれども第3項を適用するということから、解除条件付き貸借としていただくことといたします。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供しますが、23番につきまして、神野鉄治委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

（委員退席）

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は4件です。

7ページを御覧ください。

23番、大生院字喜来、畑1筆、面積723㎡、譲受人は市内在住の3-1さん。

譲受人は、現在7反ほどの農地を管理・耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、既耕作地に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのこと。

24番、大生院字栗林、畑1筆、面積171㎡、譲受人は市内在住の3-2さん。

譲受人は、親族が管理している申請地において、新規に営農を開始することを目的に、当該申請地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、作付けは引き続き果樹を予

定しているとのことです。

8 ページをお開きください。

25 番、萩生字河ノ北、田 3 筆、面積 1, 894 m²、譲受人は市内在住の 3-3 さん。

譲受人は、これまで父親が所有する農地について耕作を手伝っており、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しているとのことです。

26 番、角野新田町二丁目、田 2 筆、面積 577 m²、譲受人は市内在住の 3-4 さん。

譲受人は、現在 4 反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

以上、23 番から 26 番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙 3 に記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、23 番は土岐典子委員から、24 番は渡邊勝俊委員が欠席のため事務局から、25 番は眞鍋篤俊委員から、26 番は小野春雄委員からそれぞれ報告をいただきます。

まず、土岐典子委員お願いします。

【土岐（典）委員】

4 月 19 日に現地を確認しました。申請地は、高齢の方が所有されている農地で、約 6 年ほど前から、譲受人により適正に管理されておりました。許可後すぐに耕作できる状況で、譲受人にも確認を取りましたが、すぐに耕作予定であるとのことでした。御審議よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて事務局お願いします。

【原事務局長】

4 月 24 日付けで渡邊委員から「申請地は現在、譲受人により果樹としてすもも、柿、柑橘等の手入れ及び管理が行われている。道路に面し、境界もはっきりしており、周辺農地への影響も特にないと思われる。また、管理機等も保有しており、今後も問題なく耕作されられると思われる」旨の報告をいただいております。よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて眞鍋篤俊委員をお願いします。

【眞鍋委員】

4月19日に現地を確認し、その翌日に譲受人及びその父親と話をしました。申請地は、以前から父親の方が草刈りを行い、管理をしておりましたが、最も広い地番においては、実際のところ農業用機械が進入できる場所がないというところで大変難しくなっております。譲受人は、建設業を営んでおりまして、建設機械だったら進入することができるので、果樹やレモンを栽培する計画を立てられております。よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて小野春雄委員をお願いします。

【小野（春）委員】

4月20日にお邪魔させていただき、譲受人及びその両親とお話をし、現地の状況について説明を受けました。父親はおよそ90歳であるため、譲受人が今後は中心となって耕作していく予定とのことで、意欲は十分です。自宅から申請地までの距離は、100m未満。稲作をするには、水利や立地などの条件が非常に恵まれており、今後頑張ってくれるものと考えます。御審議お願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、23番から26番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第3号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(委員入席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

9 ページを御覧ください。

議案第 4 号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第 4 号は、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用の申請で、申請件数は 1 件です。

10 ページをお開きください。

2 番、河内町、田 1 筆、申請人は 4 - 1 さん。

内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として宅地 115.97 m²があり、農地区分は用途地域であるため第 3 種農地であると判断されます。

以上の事案につきましては、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく願います。

【藤田会長】

ありがとうございました。以上、2 番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

11 ページを御覧ください。

議案第 5 号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は5件です。

12ページをお開きください。

56番、下泉町一丁目、田1筆、譲受人は5-1さん。内容は自己住宅1戸119.24㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

57番、河内町、田2筆、譲受人は5-2さん。内容は自己住宅兼店舗1戸132.97㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

58番、河内町、田1筆、譲受人は5-3さん。内容は宅地拡張、一体利用地として宅地384.60㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

13ページを御覧ください。

59番、垣生一丁目、畑1筆、譲受人は5-4さん。内容は宅地分譲4区画、一体利用地として宅地767㎡があり、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可についても同時に申請されております。農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

60番、下泉町一丁目、畑1筆、譲受人は5-5さん。内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、56番から60番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

以上、56番から60番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

14ページをお開きください。

議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第6号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）でございます。

当該計画（案）の内容といたしましては、田2筆、畑6筆、合計面積3,621㎡でございます。

15ページを御覧ください。ここで、議案内容を訂正させていただきます。設定する権利（E欄）の期間「4年9か月」を「5年9か月」に、その右隣の終期「R12.3.31」を「R13.3.31」にそれぞれ訂正をお願いいたします。

この件に伴い、設定期間について補足説明させていただきます。機構に事前確認した際、設定期間については、極力10年以上、理由がある場合には5年以上も可能だが、5年未満は不可とのことでしたので、設定期間を5年以上にするため、終期を訂正したものであります。

引き続き、機構と協議を行う予定でございますが、機構が方針を変更しない場合、今後、利用権の終期を迎え、更新する際には5年以上の設定期間が必要になると考えております。

今回、権利の設定を受ける者は、6-1さん、6-2さんの2名でございまして、期間5年9か月が1筆、9年9か月が7筆、権利の種類はいずれも使用貸借権で、新規設定となっております。

以上の事案につきまして、申出書にて一般的な要件を満たしていることを確認いたしております。

御審議よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を承認相当として機構に意見を送付いたします。

続きまして、16ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

～休憩～

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本日は、御案内しておりましたとおり、「令和7年度新居浜市の農業予算について」及び「報告事項1件」を議題といたします。

まず、「令和7年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。

本日は、経済部農林水産課から担当職員をお招きしておりますので、御紹介させていただきます。

農林水産課から菅課長、川又技幹、八木副課長、石川副課長です。

質問等につきましては、最後一括してお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に農業委員会関係の予算について、事務局から説明いたします。

【中島事務局次長】

令和7年度新居浜市の農業予算についてのうち、農業委員会関係予算について資料に沿って説明いたします。

「令和7年度農業委員会に関する予算」をご覧ください。

それでは、説明いたします。表の上から2行目、節の行をご覧ください。まず、農業委員会管理運営費ですが、これは農業委員会等に関する法律に基づく所掌事務を遂行するための事務局経費でございます。報酬700万6千円は、農地利用最適化推進委員の報酬でございます。次に、旅費24万6千円、交際費3万5千円、需用費43万7千円、役務費43万7千円、委託料82万5千円で、それぞれ詳細は、備考欄のとおりでございます。次に、負担金補助及び交付金55万5千円は、県農業会議への賛助拠出金や各種会合への出席者負担金等でございます。以上、農業委員会管理運営費につきましては、合計954万1千円の予算となっています。次に、農業経営体活性化推進費でございますが、これは、景観形成作物取り組み事業費でございます。需用費24万7千円は、種子、肥料代金等、消耗品費でございます。次に、役務費12万4千円は、トラクターによる耕起手数料及び通信運搬費でございます。以上、農業経営体活性化推進費につきましては、合計37万1千円の予算になります。以上、令和7年度農業委員会当初予算総額は、991万2千円となっております。

【藤田会長】

次に、新居浜市の農業予算について、農林水産課から説明をお願いします。

【菅課長】

新居浜市経済部農林水産課長の菅でございます。農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様方には、いつも大変お世話になっております。本日は、農林水産課所管の農業予算及び事業の概要について、令和5年度に農業委員会から提出がありました「新居浜市農業施策に関する意見書」との関連と併せて、ご説明させていただきます。お手元の資料（別紙1）をご覧ください。

まず、農業委員会からの令和5年度意見書関連で、1 担い手の確保と育成についてです。

1、農業振興費です。この事業は、農業振興等を事業目的とする各農業関係団体である、西条地区農業改良普及事業推進協議会、新居広域営農団地推進協議会、愛媛県畜産協会、えひめ愛フード推進機構、東部家畜衛生推進協議会及び青年農業者協議会等への負担金や農業推進に係る事務費、地産地消協力店認定に係る事務経費等を支出するものです。令和7年度の予算額は、75万3千円となります。

次に、2、青年就農者育成支援事業です。この事業は、令和3年度までは次世代人材投資事業として50歳未満の新規就農者を対象に、年間最大150万円の資金を最長5年間交付するものでしたが、令和4年度からは新規就農者育成総合対策の経営開始資金として、50歳未満の新規就農者を対象に、交付期間が3年間となり、機械補助のメニューも新設されています。予算額は、1,200万円となります。

次に、3、農林漁業資金利子補給事業補助金です。担い手の確保・育成を図るために、農業者等に対して、金融面から支援し、負担を軽減させ、農業経営の改善を図れるように、農業近代化資金等の貸付金について、県及び市が利子補給を行っている事業です。予算額は、22万1千円となります。

次に、4、愛媛県農業共済組合育成事業補助金です。農業災害補償法に基づき、農業者が不慮の事故によって受ける損失の補填を行う農業共済組合に対し運営の一部補助を行う事業です。予算額は、26万8千円となります。

次に、5、病虫害防除対策事業です。ジャンボタニシ被害対策として、防除資材購入費の一部（1／3）を補助し、ジャンボタニシの拡大を防ぎ、良好な水稻育成環境の維持に努めることを目的としたものです。予算額は、7万円となります。

次に、6、農業振興地域整備計画策定事業です。本事業は、新規事業で、昭和49年3月に策定した新居浜農業振興地域整備計画の全体見直しに向けた図面作成委託料等の事務費です。

予算額は、144万4千円となります。

次に、7、経営所得安定対策直接支払推進事業等補助金です。これは、経営所得安定

対策を円滑にするため、必要な制度の周知、各申請業務の支援等に要する経費を支出する事業で、新居浜市農業再生協議会への全額県費補助金となります。従前は生産調整推進対策費という名前の事業でした。予算額は、142万6千円となります。

次に、8、大島七福芋作付け拡大事業費です。本事業は大島の七福芋作付け拡大にあたり、耕作放棄地の解消や鳥獣対策等を行う必要があり、地域おこし協力隊の導入を図ることにより、担い手不足の解消や圃場の整備、作付けを順次行い、作業効率及び生産性の向上を図るとともに、大島地区の地域活性化にも寄与できると考えております。なお、隊員2名のうち、1名の任期が令和7年3月31日で満了となりましたが、4月1日以降も引き続き大島に定住し七福芋の栽培等に從事していただいております。現役の隊員としては、1名が活動しております。予算額は、1名の報償費や活動経費等579万6千円となります。

次に、9、スマート農業推進事業補助金です。これは、大島地区において、白いも生産に係るスマート農業に取り組む新居浜市スマート農業推進グループに対し、令和4年度に導入しているシステムの維持管理経費を補助するものです。予算額は、34万1千円となります。

続きまして、令和5年度意見書関連、2 地産地消の推進と食育の充実についてでございます。次のページをご覧ください。

10、にはま農業まつり事業補助金です。農業イベントを通じ、生産者と消費者のネットワークづくりを図るとともに地域社会の活性化を図り、農家の生産意欲の向上と活力ある新居浜市農業の発展に尽くす、JAえひめ未来が主催で実施するJAえひめ未来農業まつりに対し助成する事業です。令和6年度は、12月14日（土）にイオンモール新居浜にて実施され、来場者約1万人でした。予算額は、76万円となります。

次に、11、自然農園推進事業です。市内28カ所にある自然農園の土地所有者との連絡調整、各種行事の支援、新規開設や廃止する自然農園に必要な耕起・草刈り等に要する経費を支出します。予算額は、29万5千円となります。

次に、12、地産地消推進事業補助金です。新居浜市食生活改善推進協議会が市内各公民館や保健センター等で食育推進、健康づくりの料理を作る際に、あかがね市等で地元農産物等を積極的に購入し使用することで、地産地消を推進し、また、地元農産物等を使用するレシピを配布するなどにより食農教育を行うものです。予算額は、15万円となります。

続きまして、令和5年度意見書関連、3 有害鳥獣対策支援策の強化についてでございます。

13、有害鳥獣駆除事業です。これは、一部県補助金が入っている事業で、有害鳥獣（イノシシ、サル、シカ）を駆除した市内3猟友会等に対し、捕獲活動経費の助成として、1頭あたり1万円の報償費等を支出するものです。予算額は、670万1千円となります。

次に、14、捕獲隊支援事業補助金です。これは、県の補助事業で、市内3猟友会等に所属する駆除隊員の狩猟免許更新申請手数料、猟友会会費等の一部を助成することにより、新居浜市における捕獲体制の充実を図ろうとするものです。予算額は、27万9千円となります。

次に、15、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金です。これは、国の補助事業で、有害鳥獣（イノシシ、サル、シカ）を駆除した市内3猟友会等に対して捕獲活動経費の助成として、成獣（イノシシ・シカ）1頭当たり7千円、成獣（サル）・焼却施設搬入が1頭あたり8千円、幼獣（イノシシ、サル、シカ）1頭あたり1千円の報償費等を支出するものです。予算額は、423万円となります。

次に 16、有害鳥獣農作物被害対策事業です。これは、平成30年度から実施している市単独事業です。電気柵やワイヤーメッシュ柵等の資材購入費の税抜金額の1/2の補助を行っています。補助金の限度額は、認定農業者の方は5万円、その他の方は3万円になります。また、ニホンザルの追い払いに有用な動物駆逐用煙火等を購入し、市民、自治会等は無償で配布し、地域住民の皆様と連携して、地域ぐるみで追い払いの推進も積極的に進めております。予算額は、245万5千円となります。

続きまして、令和5年度意見書関連で、4 計画的な農業生産基盤整備の実施についてでございます。

お手元にお配りしております資料、別紙2の1ページ目をご覧ください。農業生産基盤関係予算と、前年度に実施した事業の取り組みについて説明させていただきます。

1、土地改良施設耐震対策事業です。本事業は、愛媛県が事業主体となり、防災重点農業用ため池の地震対策を実施し、新居浜市は事業負担金を支出するものです。今年度の予算額は314万6千円で、旦之上土地改良区が管理する宮ノ谷大池、岸之下土地改良区が管理する青木下池、治良丸土地改良区が管理する治良丸池の地震対策工事を、今年度全体事業費2,860万円を実施を予定しています。

宮ノ谷大池と青木下池は令和3年度から、治良丸池は令和6年度から工事に着手しております。なお、宮ノ谷大池及び治良丸池は、今年度で工事が完了する予定です。また、船木泉川（池田池）土地改良区が管理する池田池につきましては、令和6年度で完了しております。

次に、2、ため池等整備事業です。本事業は、新居浜市が事業主体となり防災重点農業用ため池の老朽化対策及び廃止を実施するものです。予算額は、8,498万6千円、令和5年度の繰越が1,988万円で、岸之下土地改良区が管理する芳谷池、旦之上土地改良区が管理する柳谷中池・下池の改修工事及び、大生院土地改良区が管理する八反池の廃止工事を実施するものです。芳谷池は令和5年度から、柳谷中池は令和6年度から工事に着手しており、八反池は今年度から工事に着手・完了の予定です。

次に、3、ため池等整備事業補助金です。本事業は、土地改良区が事業主体となり、

防災重点農業用ため池の老朽化対策を実施するものです。予算額は、1,250万円で、吉岡泉土地改良区が管理する竜王池を、補助率100%で実施を予定しています。竜王池は堤体及び取水施設の改修であり、令和6年度より工事に着手し、今年度完了する予定です。

次に、4、県単独土地改良事業です。本事業の採択要件としまして、土地改良区が管理している農道・水路等のうち、受益面積が5ha以上を対象として整備を進めるものです。予算額は、492万円で、庄内土地改良区が管理する庄内新須賀幹線水路の補修工事を今年度全体事業費820万円で実施を予定しています。

次に、5、土地改良施設維持管理適正化事業です。本事業は、土地改良区が管理し、老朽化により維持管理に支障をきたしている施設で、過去に国の補助金を受けている施設が対象です。予算額は、480万円で、金子土地改良区が管理する政枝洪水幹線水路、角野土地改良区が管理する五輪又中筋・国領川幹線水路、吉岡泉土地改良区が管理する沢津西幹線水路、中村土地改良区が管理する政枝幹線水路を、今年度全体事業費1,200万円で実施を予定しています。4施設とも水路の補修を実施し、単年度で着手・完了します。

次に、6、市単独土地改良事業です。この事業は、これまでご説明しました各種事業の適用外で、市内21の土地改良区が管理する農業用施設の改修に要する事業費を補助するものです。予算額は、7,000万円で、そのうち原材料費の支給を100万円としています。本事業につきましては、予算の範囲内で、各土地改良区が優先順位を決定したのに対し補助するもので、計画的な執行に努めているところです。

次に、7と8、災害復旧事業です。この事業は、台風等の災害により、被災した施設、農地を復旧するものです。国庫補助災害復旧事業につきましては、事業費が40万円以上の箇所が対象となり、事業費が40万円未満の箇所につきましては、市単独災害復旧事業の対象となります。今年度の市単独災害復旧事業費としまして、1,000万円を計上しています。また、万が一、大規模な災害が発生した場合は補正予算等で対応したいと考えています。

続きまして、各事業の実施状況について説明いたします。資料2ページをご覧ください。こちらは、県営事業で実施しています、池田池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況です。前年度は池田池の下流側法面の補強を実施し、事業が完了となりました。

次に、資料3ページをご覧ください。こちら、県営事業で実施しています、宮ノ谷大池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況です。前年度は堤体下流側の改良工事を進めました。今年度は仮設道路の撤去を実施し、事業が完了する予定です。

次に、資料4ページをご覧ください。こちら、県営事業で実施しています、青木下池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況です。前年度は、堤体の東半分の改良工事を実施しました。今年度は、堤体の西半分の改良工事を実施する予定です。

次に、資料5ページをご覧ください。こちら、県営事業で実施しています、治良丸

池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況です。前年度は仮設道路を設置しました。今年度は、堤体下流側の地盤改良を行い、事業が完了する予定です。

次に、資料6ページをご覧ください。こちらは、市営事業で実施しています、芳谷池のため池等整備事業の実施状況です。前年度は、堤体工及び洪水吐工を改修しました。今年度も引き続き、堤体の改修工事を進めます。

次に、資料7ページをご覧ください。こちら、市営事業で実施しています、柳谷中池のため池等整備事業の実施状況です。前年度より、ため池工事に着手し、堤体下流側を改修しました。今年度も引き続き、堤体の改修工事を進めます。

次に、資料8ページをご覧ください。こちら、市営事業で実施しています、宮ノ下池のため池等整備事業の実施状況です。令和5年度より、ため池廃止工事に着手し、令和6年度に完了しました。

次に、資料9ページをご覧ください。こちらは、ため池等整備事業補助金で、吉岡泉土地改良区が実施する竜王池の改修工事です。断面変形した堤体と老朽化した取水施設を改修するもので、請負工事費は2,368万円です。

次に、資料10ページをご覧ください。こちらは、県単独土地改良事業で、庄内土地改良区が実施する庄内新須賀幹線水路の補修工事です。水路のひび割れ補修や表面を被覆するもので、請負工事費は1,000万円で、施工延長は141.5mです。

次に、資料11ページをご覧ください。こちらは、土地改良施設維持管理適正化事業で、金子土地改良区が実施する流地東水路の改修工事です。老朽化した水路を改修するもので、請負工事費は550万円で、施工延長は137.0mです。

次に、資料12ページをご覧ください。こちらは、市単独土地改良事業で、萩生土地改良区が実施する天神農道の改良工事です。農道の拡幅工事で、請負工事費は367万円、施工延長は、28.1mです。

次に、資料13ページをご覧ください。こちら、市単独土地改良事業で、船木泉川（池田池）土地改良区が実施する元船木幹線水路の改修工事です。水路の全面改修工事で、請負工事費は439万6千円、施工延長は27.0mです。

最後に、資料14ページをご覧ください。こちらは、市営事業で実施しています、農道維持管理事業です。下泉土地改良区が管理する自治会館南農道の舗装工事です。請負工事費は411万7千円、施工延長は152.9mです。

以上で、新居浜市の農業予算及び事業等の概要についての説明を終わります。今後とも、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、事務局、農林水産課から令和7年度新居浜市の農業予算について説明していただきましたが、何か御質問はございませんか。

【真鍋委員】

5、病虫害防除対策事業について、ジャンボタニシの被害は拡大していますか。

【菅課長】

被害が拡大しているということは聞いていないが、拡大を阻止するための事業です。

【永易委員】

捕獲した有害鳥獣の頭数の推移は。

【菅課長】

令和4年度が494頭、令和5年度が334頭、令和6年度が686頭。令和6年度の内訳は、イノシシが335頭、サルが22頭、シカが329頭です。

【藤田会長】

猟友会の人数は。

【菅課長】

3猟友会の合計人数は92人。平均年齢は66.4歳です。

【横井委員】

有害鳥獣のうち、サルの対策は。

【菅課長】

サルは、なかなか捕獲することは難しい。四国中央市では、地獄檻で対応しているケースもある。地域の農業者等の方がまとまり、取り組みをしていただければ、対応ができる可能性がある。

【神野（明）委員】

鳥獣対策について色々な提案をしてほしい。

【菅課長】

県の補助事業になるが、農林水産課の窓口にお越しいただければ、事業の提案はいたします。

【藤田会長】

他にございませんか。

これからも色々な会の中で、みなさんから意見や要望を出してもらえればと思います。それでは、引き続き農林水産課より説明をお願いします。

【菅課長】

引き続き、新居浜市農林水産課の菅です。農業振興地域整備計画について説明させていただきます。まず、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様方には、農業振興地域整備計画の全体見直しに向けたアンケート調査についてご協力いただき、ありがとうございました。現在、本市農振計画の全体見直しに向けた作業を進めていますが、最近の動向として、国が農業振興地域の整備に関する法律を改正し、食料安全保障の根幹としての農地の総量確保のための措置を強化する方針を示しており、愛媛県としても農用地区域の目標面積を設定し、目標を達成するため、市町に対し、農用地区域への新たな編入や荒廃農地の解消等を進めていくよう説明がありました。また、農振農用地を計画から除外して、農業以外の目的に転用することは、原則認められていませんが、例外的に、除外条件に合致する場合には県が同意していましたが、今後は、一定の面積を編入しない限り、県が農振農用地の除外に同意しない可能性があります。そのため、本市の農振計画の全体見直しに向けては、最終的に県の同意が必要であるため、県が設定した農用地面積の目標を達成するため、荒廃農地の解消や、農用地への編入などの農用地の確保を進める取組が必要となります。しかし、昨年度からの地域計画の協議の場や、今回のアンケートなどで、編入候補地を検討していますが、今のところ編入候補地が見つからない状況です。このままでは、計画の全体見直しにも影響がある可能性もあることから、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、地元の地区において、今後、10年先も維持すべき優良農地、特に集团的農地として第1種農地など、また、将来に向けて農地を残したい意向のある担い手など、編入に向けた情報提供をお願いし、今後、編入に向けた協議を進めていきたいと考えております。米の価格高騰が起こるなど、食に関する情勢は非常に不安定となっていますが、農業や食は、人類にとって必要不可欠なものであることから、農業を継続するための基盤である農地の保全を将来に向けて進めなければならないと考えています。そのため、どのような情報でもかまいませんので、各地区で将来的に残したい農地についての情報提供をぜひともお願いしたと考えていますので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

【藤田会長】

ありがとうございました。

何か御質問はございませんか。

【近藤（孝）委員】

本所地区のように、宅地と農地が混在しているような地区で、なぜ農用地が残っているのか。そういった地域の見直しをして頂けたらいいと思うが、県が農用地の面積を確保するという方針であるならば、難しい問題だと思います。

【藤田会長】

農用地の認可は、県が認可しており、難しい問題ではあると思うが、粘り強く解決策を色々と検討するしかないと思います。新居浜市においても担当課が見直しについて、前向きに検討していくことを始めているので、委員さんも無理と諦めるのではなく、前向きに取り組んで頂けたらと思います。

【近藤（孝）委員】

地域計画の策定を各地区で策定したが、あの結果を見て農用地の見直しができると思いますか。

【菅課長】

農用地以外の農地で農業を継続している農地や、団地的に残っている農地もあると思います。そういったところが、農業者の高齢化等で耕作ができなくなり、耕作放棄地が増えないように、担い手となる地域の方をお願いしながらやっていただくような形を取り、農地を残していけるところは残していきたいというのが農林水産課の考えであります。そういったことで、皆さんの協力をいただけたらと思います。大変厳しいとは思いますが、新居浜市の農地を残していくというのは必ず必要なので、協力していただければと思います。

【藤田会長】

次年度予算に向けての意見についても、色々な機会において、出していただいて要望をしたいと思います。

本日はお忙しい中、農林水産課の職員の方々には総会に御出席いただきましてありがとうございました。

職員の方は、退席をお願いします。

次に、お手元にお配りしております議案書 1 ページを御覧ください。

「令和 6 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【中島事務局次長】

報告事項「令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」説明

させていただきます。

総会資料1ページを御覧ください。

令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、令和6年4月5日に開催しました第25期第9回総会において決定した令和6年度の目標及び活動計画についての点検と評価となります。まず、1ページについては、農業委員会の状況を記載しています。次に、2ページから4ページまでをお目通しください。1 最適化活動の成果目標として、（1）農地の集積（2）遊休農地の発生防止・解消（3）新規参入の促進です。内容としては、現状及び課題、令和6年度の目標及び実績等を記載しております。

次に、4ページをご覧ください。（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、（2）活動強化月間の目標と実績についてを記載しています。

次に、5ページをご覧ください。（3）新規参入相談会について、参加目標と実績を記載しています。今後の予定としましては、只今説明しました令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価等を県知事へ報告するとともに、新居浜市ホームページにより公表することになります。以上で説明を終わります。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

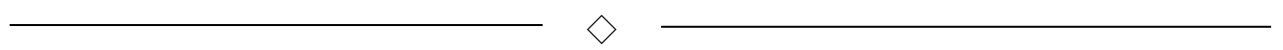
以上をもちまして、議案の審議がすべて終了いたしました。

第22回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員